

別紙

J S A T 売上高・利益額一覧表

番号	年度	売上高	利益額	ライプニッツ係数	原告の損害額
1	平成21年	660,000,000	79,992,000	0.952	76,152,384
2	平成22年	1,320,000,000	159,984,000	0.907	145,105,488
3	平成23年	1,880,000,000	227,856,000	0.863	196,639,728
4	平成24年	2,540,000,000	307,848,000	0.822	253,051,056
5	平成25年	3,300,000,000	399,960,000	0.783	313,168,680
6	平成26年	3,630,000,000	439,956,000	0.746	328,207,176
7	平成27年	3,993,000,000	483,951,600	0.710	343,605,636
8	平成28年	4,392,000,000	532,310,400	0.676	359,841,830
9	平成29年	4,831,000,000	585,517,200	0.644	377,073,076
10	平成30年	5,314,000,000	644,056,800	0.613	394,806,818
合計		31,860,000,000	3,861,432,000		2,787,651,872

業 務 秘 密 目 錄

別紙

番号	営業秘密の内容	有用性	秘密管理性	非公知性
1	IRU契約により伝送路を波長、帯域ベースで借り受ける電気通信事業の要件を満たすとのノウハウ。	電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業登録申請の要件である中継系伝送路設備の要件を満たすとのノウハウ。	原告の電気通信事業登録申請書は、衛星を所持する電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業登録申請の要件である中継系伝送路設備の要件を満たすとのノウハウ。	総務省発行の「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」にはネットワーク構築の方法としてIRU方式が記載されているが、上記IRU方式は光ファイバーの所有者から芯線ベースで借り受けるものであり、波長・帯域ベースで衛星の所有者からIRU方式で借り受けたことは記載されておらず、また衛星通信事業においてはIRU方式により登録電気通信事業者としての資格を交付された前例はなく非公知である。上記総務省のマニアルでは波長・帯域ベースでのIRU契約は衛星の所有者が電気通信事業者でなければならぬ記載されているが、インマルサット社もストラトス社も電気通信事業者ではない。
2	電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業登録申請の要件であるIRU契約ではなく、インマルサット社のDTPであるストラトス社(前身サンティック社)とのIRU契約により中継系伝送路設備の要件を満たすとのノウハウ。	電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業登録申請の要件である中継系伝送路設備の保有を充足することができ、登録電気通信事業者の資格を取得できる。	原告の電気通信事業登録申請書のネットワーク構成図に引き出しに保管されており、総務部長が管理している。原告の代表取締役、総務部長の許可なくして上記申請書にアクセスできないよう管理されている。	衛星の所有者であるインマルサット社ではなくインマルサット社のDTPであるストラトス社(前身サンティック社)と間でIRU契約を締結するにとにより電気通信事業登録申請の要件である中継系伝送路設備の保有要件を充足するとのノウハウは総務省発行の「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」には記載がなく、また前例もなかつたものであり非公知である。
3	電波法による包括無線局免許申請の要件である通信端末機器の制御(発給、停止)の方法として制御機器によらず第3世代衛星についてはインマルサット社によりPSA資格付与、第4世代衛星についてはストラトス社とのサービスプロバイダ契約により衛星所有者であるインマルサット社のESASのコンピューターシステムにインターネットを介して伝達し、衛星通信端末機器を制御することができるというノウハウ。	電波法による包括無線局免許申請の要件である通信端末機器の制御を充足することができる包括無線局免許を取得することができる。	電波法による包括無線局免許申請の要件である通信端末機器の制御を充足することができる包括無線局免許を衛星通信事業者の資格を取得するためには電波法による包括無線局の免許取得が必要となつていて、登録電気通信事業者の資格を取得することができることである。	原告の電波法による包括無線局の免許申請書に記載された第3世代衛星についてはインマルサット社(前身サンティック社)とのサービスプロバイダ契約の内容は原告とストラトス社(前身サンティック社)とのサービスプロバイダ契約の内容が記載されているものである。原告の電波法による包括無線局の免許取得は衛星通信事業者の資格付与、第4世代衛星についてはストラトス社とのサービスプロバイダ契約には秘密保持義務が規定されており、総務部長が管理していた。原告の代表取締役、総務部長の許可なくして上記申請書にアクセスできないよう管理されている。
4	原告のIRU契約締結の相手方であるストラトス社と原告とのサービスプロバイダ契約の内容はどちらも料金は固定制ではなく、料金に応じて支払うべき料金は固定制ではないのである。料金は、借り受け量の支払いは使用料金によって決まる。料金は、借り受け量の支払いは使っただけ支払えばよいとの内容。(従量制の契約内容である。)	原告のIRU契約締結の相手方であるストラトス社と原告とのサービスプロバイダ契約は、料金は固定制ではなく、料金に応じて支払うべき料金は固定制ではないのである。料金は、借り受け量の支払いは使用料金によって決まる。料金は、借り受け量の支払いは使っただけ支払えばよいとの内容。(従量制の契約内容である。)	総務省発行の「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」によると、IRU方式は伝送路を占有する契約であるから、芯線単位で借り受ける光ファイバーと同様に、束ねうどを使うまいと多額の固定費を衛星通信事業者に支払う必要があるものである。しかし現実には、借り受け量の支払いは使っただけ支払えばよいとの内容。(従量制の契約内容である。)	原告とストラトス社(前身サンティック社)とのサービスプロバイダ契約の内容は原告とストラトス社(前身サンティック社)とのサービスプロバイダ契約の内容が記載されている。上記サービスプロバイダ契約書は衛星通信事業者の資格付与、第4世代衛星についてはストラトス社とのサービスプロバイダ契約には秘密保持義務が規定されており、総務部長が管理していた。原告の代表取締役、総務部長の許可なくして上記申請書にアクセスできないよう管理している。
5	原告の衛星通信サービスの仕入価格の付属書Cに記載されている。	原告の仕入価格を知ることにより、被告は原告の顧客に対してより安い価格のサービス、商品を提示することができる。原告は、借り受け量の支払いは有利な営業をすることができる。	仕入価格は衛星通信サービスについては、インマルサット社のDTPであるストラトス社、フランステレコム社、ビザーダ社とのサービスプロバイダ契約書に記載されており、衛星通信端末機器についてもは電気通信機器のメーカーとの代理店契約書は衛星通信事業者の仕入価格を示す。上記契約書には秘密保持義務が規定されており、また上記契約書には秘密保持義務が規定されており、第三者への公表は禁じられている。	

6 原告の衛星通信サービスの顧客先に対する販売価格情報。	<p>原告の顧客に対する販売価格を知ることにより、被告が原告の顧客先に対し、原告の販売価格よりも安い販売価格を提示することができます。また新たな顧客の獲得において、原告の販売価格を提示して営業上優位な地位に立つことができます。</p> <p>原告の顧客に記載する販売価格は電子データ化されており、会計ソフトウェア「弥生会計」に入力され、経理用サーバーに保管されている。</p> <p>原告の顧客へのアクセスは経理課の担当者のみが経理セスできることになります。ID番号を入力してアクセスできる方法となりますが、パスワードとID番号は経理担当社員しか知らないものでパスワードとID番号がアクセスできない仕組みとなっています。</p>
7 原告の顧客先の担当者、予算、競合先、営業内容、最終販売価格の情報。	<p>原告の顧客先の担当者名、予算、競合先、原告の営業内容、最終販売価格の情報は原告の顧客別の営業報告書に記載されています。原告の営業報告書は原告の社員しか知らないものである。原告の営業報告書は原第三者に公表していないものである。</p> <p>原告の顧客先の担当者は原告が顧客先に対し営業をすうえで営業上重要な情報である。その情報を利用することにより、原告の顧客先に対し有利な営業活動ができるものである。</p>
8 原告の顧客先に依頼した場合には数千万円～数億円の費用が必要となるものである。	

検討表(別紙目録に対する反論)

番号	情報の内容	有用性	秘密管理性	非公知性	備考
1 (別紙 目録番 号1)	電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業登録申請の中継伝送路設備要件につき、I RU契約により伝送路を波長、帯域ベースで借り受けることによって電気通信事業者とができるることは、総務省が発行している「電気通信事業参入マニュアル」(乙3)をもとに総務省と交渉を重ねることによって容易に取得可能な事実であり、かかる情報に何らのノウハウ性も有用性も見いだすことはできない。 ※営業秘密性の検討以前の問題として右記備考欄参照。	I RU契約により伝送路を波長、帯域ベースで借り受けることによって電気通信事業登録申請の中継伝送路設備要件を充たすことによって充たすことができる情報	①本情報は行政における許認可基準それ自体であると考えられるところ、行政における許認可基準は、本来一部の人間がこれを独占することなど想定しない性質のものであって、本来的に秘密管理性を有し得ない(乙40)。 ②原告は、本情報は電気通信事業登録申請書のネットワーク構成図に記載されており、上記申請書は變のかかつた引き出しに保管されていた、原告の代表取締役、総務部長の許可なくしてアクセスできないよう管理されたなどとつてつけたように述べるが、アクセス制限の実態等につき証拠上何ら裏付けがなくそれ自体としても到底信用し難い。	登録電気通信事業者の資格取得要件に関する情報は、総務省が発行している「電気通信事業参入マニュアル」(乙3)をもともと総務省と交渉を重ねることによって容易に取得可能である。	被告スカパーJ SATは、原告から電気通信事業登録申請書(甲10)のネットワーク構成図の開示を受けていない。
2 (別紙 目録番 号2)	電気通信事業法第9条の規定による電気通信事業登録申請の中継伝送路設備要件につき、衛星を所有するイママルサット社とのIRU契約ではなく、イシマルサット社のDPであるストラトス社とのIRU契約によってこれを充たすことができる情報	イシマルサット社のDPにより電気通信事業者登録申請の中継伝送路設備を充たすことによって電気通信事業参入マニュアル」(乙3)をもとに総務省と交渉を重ねることによって容易に取得可能な事実であり、かかる情報に何らに取得可能な事実であり、かかる情報に何らのノウハウ性も有用性も見いだすことはできない。 ※営業秘密性の検討以前の問題として右記備考欄参照。	①本情報は行政における許認可基準それ自体であると考えられるところ、行政における許認可基準は、本来一部の人間がこれを独占することなど想定しない性質のものであって、本来的に秘密管理性を有し得ない(乙40)。 ②原告は、本情報は電気通信事業登録申請書のネットワーク構成図に記載されており、上記申請書は變のかかつた引き出しに保管されていた、原告の代表取締役、総務部長の許可なくしてアクセスできないよう管理されたなどとつてつけたように述べるが、アクセス制限の実態等につき証拠上何ら裏付けがなくそれ自体としても到底信用し難い。	登録電気通信事業者の資格取得要件に関する情報は、総務省が発行している「電気通信事業参入マニュアル」(乙3)をもともと総務省と交渉を重ねることによって容易に取得可能である。	被告スカパーJ SATは、原告から電気通信事業登録申請書(甲10)のネットワーク構成図の開示を受けていない。

番号	情報の内容	有用性	秘密管理性	非公知性	備考
3 (別紙 目録番 号3)	電波法による包括無線局 免許申請の通信端末機器 の制御要件につき、第3世 代衛星についてはインマ ルサット社からP S A資 格の付与を受けることと により、第4世代衛星に關し てはストラトス社とのサ ービスプロバイダ契約に より、衛星所有者であるイ ンマルサット社のE S A Sのコンピューターシス テムにインターネットを 介してアクセスし制御す ることによってこれを充 たすことができることの情 報	第3世代衛星サービスに關して、イン マルサット社からP S A資格の付与を 受けることにより電波法上の制御要件 を充たすことによってつけたよ うに述べるが、アクセス制限等の実態に つき証拠上何ら裏付けがなくそ れ自身として到底信用し難い。 ※営業秘密性以前の問題として右記備考欄 参照(第4世代衛星サービスに關しては、併 せて右記「非公知性」欄参照)。	原告は、本情報は包括無線局の免許申請書に記載されて おり、上記申請書は縫のかかった引き出しに保管されて いた、原告の代表取締役、経務部長の許可なくしてアカ セスできないよう管理されていたなどとつづけたよ うに述べるが、アクセス制限等の実態では常識的な事柄である。 なお、第4世代衛星サービスに關して は、ストラトス社のホームページ上に 「Dashboard」という端末を制御する サービス(Webツール)が公開されて おり、ストラトス社のユーザーであり さえすれば、同Webツールを利用する ことにより、回線及び端末を制御する ことが可能である。	第3世代衛星サービスに關して、イン マルサット社からP S A資格の付与を 受けることにより電波法上の制御要件 を充たすことによってつけたよ うに述べるが、アクセス制限等の実態に つき証拠上何ら裏付けがなくそ れ自身として到底信用し難い。 これらの方からも営業秘密性を 検討する前提を欠いている。	被告スカパーJ S A Tは、原告 から包括無線局の免許申請書の 開示を受けていない。また、被 告J S A Tモバイルは、そもそも も第3世代衛星サービスの包括 無線局免許を取得していない。
4 (別紙 目録番 号4)	原告とストラトス社との 間のサービスプロバイダ契約 におけるサービス料金が従量制 金が従量制であるとの情 報	原告は、ストラトス社との間のサービスプロバイダ契約 において、衛星通信サービス料金が従量制であるとの情報は原告 とストラトス社との間で締結したサービスプロバイダ契 約書に記載されており、上記契約書は縫のかかった引き 出しに保管されていた、原告の代表取締役、経務部長の 許可なくしてアクセスできないよう管理していたなどと つづけたようによくそれを自体として到底信用し 難い。	原告は、ストラトス社との間のサービスプロバイダ契約 において、衛星通信サービス料金が従量制であるとの情報は原告 とストラトス社との間で締結したサービスプロバイダ契 約書に記載されており、上記契約書は縫のかかった引き 出しに保管されていた引け出しへ記載されており、上記契 約書は縫のかかった引き出しに保管されていた、原告の 代表取締役、経務部長の許可なくしてアクセスできない よう管理していたなどとつづけたようによくそれを自体として到底信用し難い。	第4世代衛星サービスに關して、イン マルサット社のサービスプロバイダ契約 において、衛星通信サービス料金が従量制となっていることは、衛星 通信業界ではごく常識的な事柄である (K D D I 株式会社ホームページ〔乙 4 1〕参照)。	被告スカパーJ S A Tは、原告 から包括無線局の免許申請書の 開示を受けていない。また、被 告J S A Tモバイルは、そもそも も第3世代衛星サービスの包括 無線局免許を取得していない。
5 (別紙 目録番 号5 ないし7)	原告の衛星通信サービス の仕入価格、衛星通信サー ビス及び端末機器の顧客 に対する販売価格及び最 終販売価格に関する情報	インマルサット移動体衛星通信業界における 仕入価格・販売価格の変動は著しく、仕入 価格・販売価格に関する情報は、過去の一時 点における陳腐化された情報に過ぎない。し たがって、仕入価格・販売価格に関する情報 を仮に利用したところで、有利な営業活動を行 うことができるとは到底考えられない。	原告は、仕入価格・販売価格に関する情報はストラトス 社、フランステレコム社及びビザーダ社との間で締結し たサービスプロバイダ契約書に記載されており、上記契 約書は縫のかかった引き出しに保管されていた、原告の 代表取締役、経務部長の許可なくしてアクセスできない よう管理していたなどとつづけたようによくそれを自体として到底信用し難い。	原告は、仕入価格・販売価格に関する情報はストラトス 社、フランステレコム社及びビザーダ社との間で締結し たサービスプロバイダ契約書に記載されており、上記契 約書は縫のかかった引き出しに保管されていた、原告の 代表取締役、経務部長の許可なくしてアクセスできない よう管理していたなどとつづけたようによくそれを自体として到底信用し難い。	被告スカパーJ S A Tは、原告 から包括無線局の免許申請書の 開示を受けていない。また、被 告J S A Tモバイルは、そもそも も第3世代衛星サービスの包括 無線局免許を取得していない。

番号	情報の内容	有用性	秘密管理性	非公知性	備考
6 (別紙 目録番 号7)	原告の顧客先の予算に関する情報	日本におけるインマルサット衛星通信サービスは、平成21年2月からの第4世代BGANサービスの開始を受けて、世代交代と市場の拡大を遂げたこと等に鑑みると、顧客の予算に関する情報を仮に利用したところが、アクセス制限の実態等につき証拠上何ら裏付けがなくそれ自体として到底信用し難い。 ※営業秘密性以前の問題として右記備考欄参照。	書に記載されており、サーバーに入力保管されていた、原告の社員のみがID番号とパスワードでアクセスできる仕組みとなっていたなどとつてつけたように述べる。それが自体として到底信用し難い。	原告は、顧客先の予算に関する情報は顧客別の営業報告書に記載されており、サーバーに入力保管されていた、原告の社員のみがID番号とパスワードでアクセスできる仕組みとなっていたなどとつてつけたように述べる。それが自体として到底信用し難い。	①被告スカパーJSATは、そもそも原告から「顧客先の予算」に関する情報の開示を受けない。 ②営業報告書(甲79)を見る限り、原告が何をもって「顧客先の予算」に関する情報であるというのか全く分からず、そもそも営業秘密の特定を欠いている。 ③営業報告書(甲79)を見る限り、営業活動上有用に使用し得る予算情報など皆無である。
7 (別紙 目録番 号7)	原告の(顧客先の)競合先に関する情報	市場における同業者(ライバル会社)の情報であるとした場合	原告は、(顧客先の)競合先に関する情報は顧客別の営業報告書に記載されており、サーバーに入力保管されている情報であるとした場合	①市場における同業者(ライバル会社)の情報であるとした場合	①原告が何をもって「顧客先の競合先」に関する情報でありますか? あるとかの全く分からず、そもそも営業秘密の特定を欠いている。
8 (別紙 目録番 号7)	原告の顧客先の担当者に関する情報	インマルサット衛星通信サービスの主要な顧客ターゲットは業界において公知であり、営業の対象となる企業等は容易に把握できる。そうであれば、当該企業にアクセスして担当者を聞けばよいだけのことであるから、顧客先の担当者の情報を事前に取得することは営業上特段の意味はない。 ※営業秘密性以前の問題として右記備考欄参照。	インマルサット衛星通信サービスの主要な顧客ターゲットが、メディア及び官公庁等の著名企業であることは、衛星通信業界においては常識的な事柄である。	インマルサット衛星通信サービスの主要な顧客ターゲットは業界において公知であり、営業の対象となる企業等は容易に把握できる。そうであれば、当該企業にアクセスして担当者を聞けば、アクセス制限の実態等につき証拠上何ら裏付けがなくそれ自体として到底信用し難い。	②「(顧客先の)競合先」に関する情報であるとした場合

番号	情報の内容	有用性 秘密管理性	業報告書（甲7-9）を見る限り、サーバーに入力保管されていた、原告の社員のみがID番号とパスワードでアクセスできる仕組みとなっていたなどとつたように述べるが、アクセス制限の実態等につき証拠上何ら裏付けがなくそれ 자체として到底信用し難い。	業報告書（甲7-9）を見る限り、データ化され原告のサーバーに保管された程度の公知の事実である。	業報告書（甲7-9）を見る限り、データ化され原告のサーバーに保管された程度の公知の事実である。
9 (別紙 目録番 号7)	原告の営業内容に関する情報	業報告書（甲7-9）を見る限り、一般的にも営業活動上有用な「営業内容」に関する情報などを含まておらず、甲7-9に記載の情報を仮に利用したところで、有利な営業活動を行うことができるのは到底考えられない。 ※営業秘密性以前の問題として右記備考欄参照。	原告は、営業内容に関する情報は顧客別の営業報告書に記載されており、サーバーに入力保管されていた、原告の社員のみがID番号とパスワードでアクセスできる仕組みとなっていたなどとつたように述べるが、アクセス制限の実態等につき証拠上何ら裏付けがなくそれ 자체として到底信用し難い。	業報告書（甲7-9）を見る限り、データ化され原告のサーバーに保管された程度の公知の事実である。	業報告書（甲7-9）を見る限り、データ化され原告のサーバーに保管された程度の公知の事実である。
10 (別紙 目録番 号8)	原告の顧客先に対する衛星通信サービス及び端末機器の売上高、販売している衛星通信サービスの種類並びに衛星通信サービス及び端末機器の仕入先に対する仕入高に関する情報	①インマルサット移動体衛星通信業界における仕入価格・販売価格の変動は著しく、仕入価格・販売価格に関する情報は、過去の一時点における陳腐化された情報に過ぎない。したがって、これら価格情報をベースとして算出される売上高及び仕入高に関する情報についても何ら有用性は認められない。 ②日本におけるインマルサット衛星通信サービスは、平成21年2月からの第4世代B GANサービスの開始を受けて、世代交代と市場の拡大を遂げたこと等に鑑みると、売上高及び仕入高に関する情報を仮に利用したところで、有利な営業活動を行うことができるのは到底考えられない。 ③衛星通信サービスの種類は、衛星通信業界にいわば容易に把握しうる程度の情報であり、何ら有用性は認められない。	業報告書（甲7-9）を見る限り、データ化され原告のサーバーに保管された程度の公知の事実である。	業報告書（甲7-9）を見る限り、データ化され原告のサーバーに保管された程度の公知の事実である。	業報告書（甲7-9）を見る限り、データ化され原告のサーバーに保管された程度の公知の事実である。